○法務省告示第百四十六号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年三月十日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡八束村福澤七百四十五番地

竹園　龍海

○法務省告示第百四十七号

福岡市東区役所保存の次の原戸籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年四月十日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、東区役所又は福岡法務局に照会すること。

平成二十七年三月十日

法務大臣　上川　陽子

福岡市大字名島二番地の九

谷　勇平

○法務省告示第百四十八号

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年三月十日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡白浜村白浜四千九百番地

伊藤　善吉

○外務省告示第七十号

平成二十六年十月二十日にロンドンで、情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の署名が行われ、同議定書は平成二十七年四月一日に効力を生ずる。

平成二十七年三月十日

外務大臣　岸田　文雄

情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

二千十三年七月四日にロンドンで署名された情報の保護に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

協定第四条1中「「UK CONFIDENTIAL」又は「UK RESTRICTED」」を「又は「UK OFFICIAL-SENSITIVE」」に改める。

第二条

協定第四条4を次のように改める。

4　対応する秘密指定は、次のとおりとする。

日本国	英国
機密／防衛秘密（機密）	UK TOP SECRET
極秘／防衛秘密	UK SECRET
秘	対応する秘密指定はないが、UK SECRETとして保護する。
対応する秘密指定はないが、英国政府により別段の通知がある場合を除くほか、秘として保護する。	UK OFFICIAL-SENSITIVE

第三条

協定第二十二条2を次のように改める。

2　この協定は、両締約国政府の間の書面による合意により改正することができる。

第四条

この議定書は、協定第二十二条の規定に従い、この議定書の効力の発生のために必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通知する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後二番目の月の初日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十四年十月二十日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

林景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために

ヒューゴ・スワイア

○外務省告示第七十一号

平成二十六年三月十一日にウランバートルで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモンゴル国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十七年二月二十五日に効力を生じた。

平成二十七年三月十日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、モンゴル国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモンゴル国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　七十五億三千五百万円（七、五三五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、工学系高等教育支援計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、モンゴル国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、モンゴル国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、六年の据置期間の後十四年とする。

(b)　利子率は、年〇・二パーセントとする。

(c)　ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十一年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、モンゴルの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。